

いなづま

題字 小寺 寛一

発行所 函館地方電気工事協同組合
 編集 総務部
 住所 函館市日乃出町7番22号
 印刷所 有限会社 畠山印刷



謹賀新年

新年のご挨拶

理事長

大倉 伸夫



平成五年の新年を迎え
 謹しんで年頭のご挨拶を
 申し上げます。

組合員の皆様方には、
 かってない不況感の中にも
 ご家族は勿論のこと、
 従業員の皆様共々慶い新

春を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

昨年を顧みますと、バブル経済の崩壊による不況が
 私共の期待に反して長期化し、厳しい一年でありまし
 たが、幸い私も電気工事業界は、その影響をまとも
 に受けなかったため、落伍者を見なかったのは何より
 のことと思っております。しかしながら、今年はその
 しわ寄せの来ることを否むわけにはまいりません。

これを防ぐためには、新しい需要の開拓や、新技術
 の応用等により、各々の企業が自らの力で活路を見出
 し、生き残る努力をしなければならぬ年であると思
 います。

昨年発足しました『引込線工事士制度』は、北海道
 電力㈱と北海道電気工事業協同組合連合会の協力によ
 り順調に推進してまいり、当組合では、認定講習、認
 定試験および認定申請により八七五名の引込線工事士
 が誕生しました。

また、本年七月からは、第一種電気工事士の法定講
 習が実施されることになって居り、これらの資格を有
 効に利用して参りたいと思っております。

このほか、『保守管理業務』『厚生年金基金の加入』『国民年金基金加入』の拡大推進を強力に押し進めたいと考えて居りますので、組合員皆様のご協力をお願いいたします。

何卒各関係指導機関各位の一層のご指導とご支援をお願い申し上げますと共に、組合員の皆様のご健康とご繁栄・ご多幸と、ご家族ならびに従業員のご健勝と安全を祈念いたしましてご挨拶いたします。



新年のご挨拶

北海道電力(株)函館支店
営業部長 浅見 護



明けましてお目出とうございます。皆さまには平成五年のお正月をすこやかに迎えのことと、お慶び申し上げます。さて、ここ数年続いて

函館地方の電力消費量を見ますと、電灯は事務所等の需要数の増加や暖房機器の増により堅調に推移しておりますが、大口電力のセメント、鉄鋼が前年より落ち込んでおり、トータルとして微増となっております。しかし、このような景気低迷後も戸建住宅の着工件数は比較的安定しており、一方の明るい材料と考えられます。

当社として電気供給について考えますと、泊原子力一・二号機が順調な運転を続けており、本年三月運開する本州との電力融通回線『北本直流幹線2号線』により、電源の強化が図られ、エネルギー供給の安定化に寄与するものであります。

昨今、ハイテクの波は、工場や事務所に限らず、一般の家庭におけるエレクトロニクス機器、二〇〇ボルト機器の普及を促し、お客さまは停電のない質の高い電気の供給を、より一層希望される現状でございます。

このような状況は電気工業業界におかれましても同様で、この事は皆さまがお客さまから、なお一層高度で広範囲な知識を期待される時代に入ってきたものと推察いたしております。

その意味で、豊かな現代社会を電気を通して支えている皆様と、私共が一緒に手を携え、社会の要請に添えていけるよう、益々の努力を続けていかなければならないと考えております。

また、本年私共の会社では、これまで以上に『地域の信頼に応える、お客さま本位の業務を積極的に展開する』という大きな目標をもって実施してまいりますので、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆さまとご家族の方々のご健勝と、貴組合のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。



役員会だより

第六回役員会

四・一・一一

一、慶弔報告

(1) (株)テクセル函館支社長病氣入院見舞

二、貸付報告

八社 二九〇万円

三、第十回電気工業業全国大会の報告

四、各支部報告並提案事項

福島支部 十月九日、木古内・松前・福島の三町老人センターの電気設備の清掃点検を実施した。

このほか各支部それぞれ会議を開催、国民年金基金の加入要請をした。

五、総務委員会事項

- (1) 事務局職員の交替について
- (2) 事務局職員の燃料手当支給報告について
- (3) 事務局職員慰安旅行の補助金について
- (4) 渡島支庁による電気工業業法立入検査について
- (5) 北海道産業貢献賞の受賞について
- (6) 雇用保険「さわやか受給」推進月間について
- (7) 組合脱退の申込みについて
- (8) 相互電気商会(江差支部) 承認
- (9) 脱退理由の廃業
- (10) 会計中間決算報告
- (11) 会計監査報告
- (12) 『中小企業経営安定緊急特別資金』について
- (13) 改正労働安全衛生法の説明会について
- (14) 新年会・永年勤続者表彰式について
- (15) 定款の変更について
- (16) 平成四年度年末特別融資規約について
- (17) 支部運営費の支出について
- (18) 北海道電気工業業協同組合連合会々長表彰の候補者について

- (17) 事務局職員の冬期手当について
- 六、技術委員会事項
 - (1) 無墜落昇降柱法の講習会について
 - (2) 特殊電気工事資格者認定講習の実施について
 - (3) 北電引込線・計測器工事施行会社の認定に関する取扱いの変更について
 - (4) 計測器受払業務実績について
 - (5) 計測器工事の『施行基準』作成配布について
 - (6) 高圧ケーブル端末処理技術講習会の開催について
 - (7) 年末・年始における北電窓口の取扱いについて
- 七、事業委員会事項
 - (1) 全日本電気工業業国民年金基金加入状況について
 - (2) 共同保守管理業務の契約実績について
 - (3) 大同共済制度について
- 第七回役員会
 - 一、慶弔報告
 - (1) (株)テクセル函館支社長ご逝去
 - 四社 一八〇万円
 - 二、貸付報告
 - 四社 一八〇万円
 - 三、各支部報告並提案事項
 - 各支部それぞれ支部会議を開催した。
 - 四、総務委員会事項
 - (1) 代表者の変更について
 - ◎ (株)テクセル函館支社(赤川支部)
 - 代表者 榑小松久孝
 - (旧)坂野 明
 - ◎ (南)東興電気工業所
 - 代表者 (新)河合孝一
 - (旧)河合 威

- 日程について
- (6) 永年勤続者表彰式ならびに新年宴会について
- (7) 組合の御用仕舞、御用始について
- (8) 建設業における労働災害防止対策の一層の徹底について
- (9) 財団法人テクノポリス函館技術振興協会基金について
- 五、技術委員会事項
 - (1) 計測器受払業務実績について
 - (2) 平成五年度電気技術者試験センターの案内
 - (3) 引込線工事士の認定について
 - (4) 電気設備工事施行優良会社の表彰制度について
- 六、事業委員会事項
 - (1) 全日電工連グループ共済制度の組合運営費ならびに事務費の還付について
 - (2) 第三者損害賠償制度の事故調査費の還付について
 - (3) 全日本電気工業業国民年金基金の加入状況について
 - (4) 厚生年金基金、国民年金基金の加入拡大について
 - (5) 保守管理業務契約のコンクールについて
- 七、港まつり特別委員会事項

組合行事

- 11月6日 函館市中小企業永年勤続者表彰式に吉田副理事長出席(於函館市大会議室)
- 10日 函館地域雇用協議会、人材確保推進協議会に坂本事務局長出席(於ホテル花びし)
- 11日 第六回役員会
- 12日 北海道産業界献賞表彰式において、大倉理事長が受賞(於札幌市)
- 13日 東支部会議
- 16日 平成四年度年末特別融資説明会

- 18日 改正労働安全衛生法説明会(於組合大会議室)受講者(六三名)
- 19日 西支部会議
- 全日 組合青年部役員会
- 20日 道工業組合役員会に大倉理事長・吉田副理事長出席(於札幌協)
- 全日 中渡島支部会議
- 24日 正副理事長会議
- 25日 中支部会議
- 26日 中小企業団体中央会道南支部青年部懇談会に青年部会員二名出席
- 27日 道工業組合主任電気工事士研修会打合会議に大倉理事長出席(於札幌市)
- 12月1日 福島支部会議
- 2日 いなづま編集会議
- 3日 全日電工連理事長会議に大倉理事長出席(於金沢市)
- 4日 八雲支部北松山ブロック会議
- 8日 『引込線工事士』本部認定委員会に大倉理事長出席(於札幌市)
- 10日 第七回役員会
- 11日 函館地区団体事務長会役員会に坂本事務局長出席
- 17日 道工業組合役員会に吉田副理事長出席(於札幌協)
- 28日 御用仕舞
- 1月5日 御用始
- 9日 八雲支部北松山ブロック新年会
- 12日 東支部役員会
- 全日 八雲支部森ブロック新年会、安全祈願祭
- 18日 北支部会議
- 2019(20) 中渡島支部研修旅行(青森酒田温泉)
- 20日 道工業組合猪股栄三副理事長の黄綬褒章受

北海道産業貢献賞

受賞おめでとうございます



理事長
大倉 伸 夫 氏

平成四年十一月十二日、札幌市において行なわれた平成四年度北海道産業貢献賞表彰式において、当組合理事長・大倉電気(株)代表取締役大倉伸夫氏が晴れの榮譽に輝きました。

これは、大倉理事長が昭和四十五年十一月から二十二年間に亘り、かつ現在も当組合理事長の職責を全うしているほか、全日本電気工業事業工業組合の理事や、北海道電気工業事業工業組合の副理事長などを歴任して全国、全道の電気工業業界の発展に尽力し、さらには昭和五十五年から北海道中小企業団体中央会道南支部の役員として地域中小企業の組織化の推進にも大きく貢献している功績が認められたものであり、ご当人はもとより当組合としても慶しいことであり、衷心よりお祝いを申し上げます。

- 章祝賀会に大倉理事長、吉田副理事長出席
(於札幌ロイヤルホテル)
- 21日 道工組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席
(於札幌第一ホテル)
- 22日 北電検満工事打合会議(於組合)

- 23日 中支部会議兼新年会(於入川)
- 26日 引込線工事士認定委員会(於組合)
- 27日 東支部会議兼新年会(於鱒旅館)
- 29日 永年勤続者表彰式・新年会(詳細別掲)
- 30日 江差支部会議兼新年会(於湯の浜ホテル)

永年勤続者表彰式
新年宴会開催

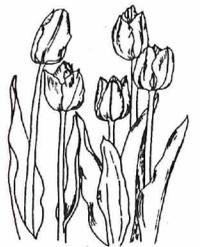
平成四年度永年勤続者表彰式ならびに平成五年新年会が、一月二十九日ホテル函館ロイヤルにおいて、来賓・被表彰者・組合員・事務局職員等約百七十名が出席して挙行されました。

この日、朝から全道的に吹雪模様となり、出席者の出足が心配されましたが、定刻の午後五時三十分には出席予定者の九十パーセント以上が会場に到着し関係者一同、ひと安心いたしました。

関係物故者に対して黙禱を捧げたあと、大倉理事長が新春のあいさつに立ち『昨年はバブルの影響で、あらゆる政治・経済方面はもとより、われわれの業界においても大変な年であった。組合員の皆様にとって今年も引き続き厳しい年であることを認識いただき、一層の努力をお願いしたい』と不透明な先行きに自助努力を求め、『組合の業務は順調に推移しており、今年も組合員の技術向上のほか、各種講習会・研修会を実施して行きたい。不況の後には必ずしも日が差してくる。』と述べた。また永年勤続者に対して長年の労苦をたたえるとともに『今後も健康に留意して電気工業業界のため一層精進に努めて下さい』と激励しました。



このあと、勤続三十年以上の海谷信市さん(樺電工業(株))ら三十人(詳細別表)に大倉理事長から表彰状と記念品が贈呈されました。また昨年五月に役員を退





任した細川政明氏（日本電機保全会）平沼智子氏（樺電工業会）後藤又蔵氏（後藤電機商会）谷良一氏（谷電気商会）に記念品を贈り、惜しめない拍手が送られました。

続いて、来賓の木戸浦隆一函館市長と本多滋北海道電力（株）函館支店長のお二人より心あたたまる祝辞を頂戴しました。

これにこたえ、勤続三十年以上の佐々木実さん（佐々木電気工業所）が『今日の感激を忘れることなく更に努力を重ね榮譽に報いて行きたい』と謝辞を述べました。

吉田副理事長の発声で祝杯を上げ、カラオケの余興が繰りひろげられ和やかな懇親の一時を過ごし、午後八時すぎ北海道電気資材卸業協同組合の島谷晃函館支部長により、関係者一同の益々の繁栄と健康を祈念しての乾杯で無事終宴となりました。

平成四年度永年勤続者表彰名簿

(敬称略)

事業所名	氏名	勤続30年以上3名
樺電工業(株)	海谷信市	
(有)佐々木電気工業所	佐々木実	
香田電気工事店	佐藤正美津	
勤続25年以上3名		
(株)平松電気工務所	大谷治身	
函館拓北電業(株)	天竺桂賢一	
小澤電設工事(株)	畑野久美男	
勤続20年以上6名		
樺電工業(株)	五郎谷優	
同 右	布施弘隆	
(有)佐々木電気工業所	佐々木弘	
平野電気工業所	池田昭一	
(有)西岡電気局	鶴崎清一	
佐藤耕平		

組合員の異動

代表者・住所の変更

(新) (旧)

- 一、新生電業(株)函館営業所(西支部) 所長 岸本謙一 所長 川向 侑
- 一、日本電設工業(株)函館支社(北支部) 支社長 澤村雄司 支社長 板橋孝之
- 一、(有)東興電気工業所(北支部) 函館市富岡町一丁目 函館市大川町九一二六 二九一四

勤続15年以上6名

事業所名	氏名	勤続15年以上6名
協信電気工業(株)函館支店	池田力也	
共栄電気工業(株)	工藤博勝	
(有)石垣電気工事店	岩田弘志	
(株)松山電気工業	天満信次	
藤電電気工事(株)	広瀬政規	
(有)西岡電気局	工藤勝	
勤続10年以上12名		
函館拓北電業(株)	工藤義光	
樺電工業(株)	森川誠	
(株)松山電気工業	大橋俊彦	
同 右	大仙勝彦	
同 右	国仙巧	
新響電気商会	大田光夫	
山内工業(株)	藤田光	
(有)山中浜電気	山内昇工	
(有)和光電気工事	河内睦仁	
同 右	川島陸	
同 右	平沢和弘	
同 右	久末登喜子	
菅原修		

組合員の消息

- 一、一二月 六日 事務局職員菅原修殿と岳父三浦光夫殿と逝去
- 一、一二月 二九日 山内工業(株)代表取締役山内尊洲殿と尊父山内栄殿と逝去



中国文化のルーツ 日本文化のルーツ (八)

平沼智子

現在、犯罪捜査のキーポイントの一つに『指紋』がある。各国共通で『指紋学』は独立した学問になっていて、未来医学と密接な関係がある事が指摘されている。

指紋研究の発祥は中国で、中国の古代文化は世界文明に大きな貢献をした。科学が発達した現在でもまだその神秘は完全に解明されていない。が、わずかな指紋学の知識で今日に至るまでに七千年以上の時間がかかっている。

指紋研究にかかわりのある世界最古の書は『周礼』である。これは周王朝（前一一〇〇―前二五六）の典制を記したものである。ここに『質劑』を以って信を結び訟を止む』という一条があり、古代の市場管理者である『司市』の職務の一つとして、売り手、買い手双方の取り引きが公平に行われるように、契約書を作って信用を守らせ、訴訟争いにならないようにせよと記されている。この契約書を、『質劑』といった。当時、紙はまだ発明されていなかったため、竹や木を削って竹簡や木牘という札を作り、それに文字を書き記した。勿論『質劑』も同じである。

『質』は奴隸や牛馬などの主要商品の取引を行う時に使用し、契約書は長い札を用いた。『劑』は小口の取引用で兵器や物品などの取り引きに使用し短かい札を用いた。質劑ともに契約である以上何らかの証拠が

必要であり、現在実物が出土していないが、指紋や掌紋を押したものであろうと推測されている。その傍証として、一九七五年に湖北省雲夢縣睡虎地という所で出土した秦代（前二二一―前二〇六）の簡に『封診式・穴盜』という記載があり『内中及穴中外壤土有膝手迹膝手各六処』とある。これは捜査の資料にするために犯人が現場に残した手のあとなどを記録した、窃盗事件の現場報告である。これを見ても紀元前、すでに掌紋や指紋などを個人識別の証拠のしるしに使用していたことがわかる。

アメリカのシカゴ市の博物館に、古代中国の『封泥』一つが珍藏されている。これは周代或いは前漢時代（前二〇二―後二）のものでないかとされ『希世の宝』となっている。封泥は簡や牘をひもで束ねひもの上に泥を押しつけて封印するものであるが、シカゴの博物館のは下部に主人？の名を刻み、上部に親指の指紋が今もはっきりしている。これは当時すでに文字の印章があったこと、それに指紋を併用したことを示している。

さらに紀元前十一世紀以上にさかのぼって、亀の甲や獣骨に刻まれた商代文字の中にそのさざしを見る事が出来る。たとえば『印』の字は古今一貫して二つの部分で構成されている。爪・手・指紋などを表わす部分と、押さえつけること、印判・しるしなどを表わす部分とで構成される会意文字であり、指紋や指節をも

って証拠のしるしとする意味である。この解釈に誤りがなければ、中国で指紋を証拠にしたのは甲骨文と同じ時代にまでさかのぼって、少なくとも三千何百年の昔からという事になる。

しかし、古代人がたんに指紋を意識したのはのもっと早い。六・七千年前にさかのぼる。黄河と長江の流域にいた先住民は、意識的に陶器を作るときに指紋を押しつけて装飾とした。浙江省の河姆渡遺跡で出土した陶器の台座に、全体に指紋が押ししてある。古代人は陶器を作りはじめた時から、土につく自分の指紋を観察していたのであろう。とするとこれは一万年以上も前の事になる。そしてそれが指紋研究へと進んでいったのであろう。

では指紋研究の先祖は誰か？。ドイツの指紋研究者ロバートは、それは中国の『賈公彦』だと言っている。賈公彦は唐初の有名な儒学者で『周礼疏』などを撰した人である。前述の『質劑』について、後漢の鄭玄は『周礼』の注で『いま（唐代）の下手書のようなもの』と述べましたが、賈公彦は『周礼疏』で『漢代の下手書はいま（唐代）の画指券である』と解釈をしている。法官でも探偵でもない賈公彦の指紋に関する記述はこれだけである。

ロバートは指紋研究の起源をさぐる為、各国の大量の文献を研究して多くの材料と古い指紋をみつけているが、その中でも賈公彦の指摘した『画指券』がもっとも早期のものだったとしている。ロバートは一九二七年の著書『指紋鑑定』の中で、『中国で初めて鑑定のために用いる指紋について触れた著作は賈公彦のものである。彼は唐代の作家で作品は六五〇年ごろに書かれたものである。彼は指紋が個人を確定する方法であることを、はっきりと指摘した世界でもっとも早期の作家である』と。

ところで『画指』と指紋の関係であるが、唐代は指紋、指節、掌紋、手形などを一括して画指と称したようである。

一九六四年、新疆のトルファンでアスターナの唐代古

墓から、紙に書いた契約書が八点出土した。そのうち四点は借金の契約、二点は白い練の絹を借りる契約、他に草を借りる契約と奴僕を買う契約が各々一点だがそのすべてに『画指を信とす』とか『按指を信とす』という一句がある。そして当事者、保証人、立会人がそれぞれ署名しその下に画指がしてある。つまり指の三つの関節の位置を紙にして証拠としている。この事から賈公彦のいう『画指』とは多分指の関節をしるしたものを指すのであろうと思われる。『指を以つて信となす』の習慣は現在でもあって中国の子供は小指をからめて『拉勾上吊、一百年不要』と唱えて約束のしるしとしている。唐時代にも似たような言葉を唱えていたのであろうか。

一九五九年に新疆の米蘭古城で出土した唐代の借金証文には、署名のところに画指ではなく四つの赤い指紋が押しあり、その一つははっきりしている。これは唐代の人も指紋を証拠に使用したことを示している。一九六九年、新疆の高冒国延寿四年（六二七年）の遺言書二通が出土したが、二枚とも右手の手形がおしてあり、これが漢代の『下手書』である。賈公彦の解釈ではこれも唐代では『画指券』と呼ばれていた。当時としては指紋・指節・掌紋、手形などを証拠とした契約書類を一括して『画指券』と呼んだと言える。

先秦時代から前漢、後漢時代の文書は公私とも簡や牘が多く使用され、発送する時にはひもでしばり、その上に封泥をし印章を押ししている。印章がない時は指を押して指紋をつけた。指紋のある封泥をした簡牘も出土している。これは契約の書類ではないが、ここでも印章のかわりに指紋が個人を確認するものとなっている。それで漢代の『下手書』は手形を押ししたことからこのような名称になったとは言え指紋も併用した事が考えられる。また、後世身売りとか離縁など重要な書類には手形も押すがこれも『下手書』と称した。これから考えて中国で初めて指紋について述べた人は唐の賈公彦というよりはもっと早くの漢代の『鄭玄』だと言った方が適切かも知れない。鄭玄は二二七年に生

まれ二〇〇年に没した人で、指紋についての記述は千七百年以上の歴史があると言っても過言ではない。

指紋や手形は早くから一般の社会生活に広く応用されていたが、刑事訴訟などへの応用はずっとあとで、中国では宋・元時代に初めて記録されている。

『宋史・元絳伝』に次のような話がある。江西省の永新県に周という母子家庭が有り、良い田地があった。悪者の童車にそれを奪られたので、母が県に訴えたが童車が提出した書類に母の指紋が押しあつたので却下された。母は上級に訴えたが又指紋がもとで却下された。後に『元絳』が永新の知事になった時又母が訴えた。童車は又書類を提出したが元絳は手に取って調べ『これは偽造だ』と見破り、悪者は恐れ入って田地を周家に返したとの事。

又、元の姚燧が編集した『潘沢神道碑文』にはこんな話がある。

潘沢は訴訟を裁くのが上手だった。勢力者のために一家十七人が奴隸にされているとの訴えがあり、勢力者は原告の先代が身売りしたときの書類を提出した。代々奴隸になると書いて指紋が押ししてある。これは数十年未解決のままの問題で歴代の役人が審理をしたがラチがあかなかつた。潘沢はその書類と指紋を調べた。身売りの当人はずっと前に死んでいて書類は十三才となつているが指紋は大人のものらしい。潘沢は十三才の子供を多数集め指紋を押させ調べると、書類の指紋とは全く異なつていた。勢力者は偽造を見破られ敗訴した。この話によつて元時代、すでに指紋の大小租密によつて年令を識別出来たことがわかる。

宋・元の時代、離婚には手形を押す事が多かった。『水滸伝』の中で林冲が妻を離縁するとき、ほかの者に文章を書かせ、それから筆を受け取つて年月日を書きその上に花押を書き手形を押ししている。当時は当事者が字を書けなかつたり、ほかの人に代筆を頼めない場合はただ紙に手形を押すか指の関節をしるすだけで離婚の証拠になった。だが、これではあまり簡単すぎであつて問題が起きたり、真偽のほどが確かめられな

くなつたりしたので、元の朝廷では『妻を離婚するには必ず書類を作りその再婚を認めるべきである。手形だけを証拠にする事は禁止する』と命令を出した。

日本の『大宝律令』にも離縁には夫の自筆の離縁状が必要で、代筆を頼んだ場合には署名の下に必ず人さし指の指紋を押しして証拠としなければならぬ規定であつた。

こう見てくると指紋は唐・宋時代すでに法的に有効な証拠と認定され、訴訟の処理などにも応用されていたので千年の歴史がある。指紋が西欧諸国で認識されたのは十九世紀後半で、一学者ウィリアム・ハインシャルが個人を識別する法として指紋を提唱したときは、神経が錯乱しているといわれた。その後何年か後にもう一人の指紋学者フォルクが同様な建議をした時も、ペテン師扱をされた。一八九二年にアルゼンチンで初めて実子殺害事件の犯人が指紋判定で挙げられ、それ以後、指紋学が欧米で急速に発展した。二十年後には一部の国で犯人の割り出しに應用され、裁判の正式な根拠となり、それ迄指紋術といつていたのが発展して指紋学となつた。

欧米で指紋学が科学となつていころ指紋学の故郷中国はまだ直接経験の段階に留まつていて、はるかにおくれってしまった。一九〇九年ごろ上海に指紋室が開設され、一九一一年の辛亥革命後孫中山『指紋は一人ひとり皆違ひ終生かわらない。どんなにごまかそうとしても絶対それは出来ないものだ』と指示をした。その後、一九四九年、中華人民共和国が成立してから全国各地の『指紋分析法』が統一された。

いま西欧諸国では電子技術を應用した『指紋照合装置』が開発され、防犯などにも利用されている。東洋では医学との結合が始まり難病の診断にも使用されている。

指紋と人間の遺伝子の関係は、人自身のさまざまな不思議を解き明かすための新しい研究課題になつていく。

北海道電力(株)函館支店組織図

平成 4 年 10 月 1 日



支店長
本
田
滋

支店長スタッフ
主幹
谷 澄人
主査
平松 恭市

総務部長

原 利憲

営業部長
浅海 護

電力部長

広橋 隆史

総務課長

高橋 辰一

立地環境課長

夏井 孝男

労務課長

高橋 章二

中川 邦彦

建築サービス
センター所長

福沢 清治

お客様センター課長

鎌田 広曹

料金課長

遠藤 義夫

営業開発グループ主幹
東出 俊明

配電課長

福地 傑

工務課長

鎌田 徹

発変電課長

村上 裕美

系統運用課長

堀田 富夫

送電課長

本吉 哲弥

電子通信課長

三上美喜夫

土木課長

工藤 重喜

営業所

北松山営業所長

岩田 敏勝

八雲営業所長

柳原 順郎

森営業所長

松田 宏

江差営業所長

一ノ関慎一

福島営業所長

前沢 健一

課長(お客様センター担当)
高木 和夫

課長(配電担当)
奥山 敏明

課長(お客様センター担当)
萩野 久夫

課長(配電担当)
石川 章

課長(お客様センター担当)
高八掛正光

課長(配電担当)
福沢 秀雄

課長(お客様センター担当)
山田 雄二

課長(営業開発担当)
石田 勉

配電課長
岩崎 八郎

奥尻営業所長
永浦 清

課長(お客様センター担当)
東 潤次

課長(営業開発担当)
汐谷 勝久

配電課長
西端 克己

木古内営業所長
菊地 一夫

松前営業所長
久保 正人

電業所

福島営業所管内

知内電業所
職員 鯨江 泰久

